協会けんぽ事業計画案(基本方針)

新(平成26年度)

現(平成 25 年度)

I. 事業計画の基本方針

○ 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限発揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」<u>について更なる充</u>実・強化を図る。

第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態及び意識や意見などの把握に努める。

第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に 強化する。

第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。

○ 協会設立の趣旨は、保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者 を創ることにある。現状では、協会の支出の6%程度である現金給

I. 事業計画の基本方針

〇 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限発揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」の具体化を図る。

第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態及び意識や意見などの把握に努める。

第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に 強化する。

第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。

付業務に全職員の約半数が従事しているが、業務・システム刷新に より業務の効率化を図り、保健事業や調査分析などに人的資源を振 り向け、保険者機能をより強化していくことを目指す。

○ 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾病予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の収集、分析、発信に向けた取組みを推進する。

また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に 沿って、各支部で「データヘルス計画(仮称)」を作成する。

- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その 差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、 都道府県、他の保険者等との連携を深める。
- O また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 〇 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの平均保 険料率は10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会

- 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾病予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の収集、分析、発信に向けた取組みに着手する。
- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その 差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、 都道府県、他の保険者等との連携を深める。
- O また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 〇 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの平均保 険料率は10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会

けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳 しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の 健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部 と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、<u>平成27年</u> 通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていること から、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率 的な事業運営の推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた 医療制度の改革を本部・支部と連携して、<u>政府</u>をはじめ、関係各方 面へ提言していく。また、自主・自律という一方で法令により協会 に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに 伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。

- 〇 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主の方々や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- O 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社

けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳 しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の 健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部 と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、協会けん ぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の 推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた医療制度の改革 を本部・支部と連携して、社会保障制度改革国民会議をはじめ、関 係各方面へ提言していく。また、自主・自律という一方で法令によ り協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性と それに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。

- 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。
- O 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社

会保障・税番号制度の動向に留意する。

- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって 実行に移していくとともに、指標(数値)化を行い、定期的に公表 するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事 業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。
- 〇 また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認 などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

会保障・税番号制度の動向に留意する。

- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって 実行に移していくとともに、指標(数値)化を行い、定期的に公表 するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事 業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。
- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認 などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

協会けんぽ事業計画案(重点事項)

_______________________新(平成 26 年度)

現(平成25年度)

- Ⅱ.重点事項
- 1. 保険運営の企画
 - (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データへルス計画(仮称)」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン(第2期)に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 〇 医療に関する情報の収集と分析
- 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 〇 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 〇 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 〇 保健事業の効果的な推進
- 〇 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効

- Ⅱ. 重点事項
- 1. 保険運営の企画
 - (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策<u>の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進し</u>、保険者機能強化アクションプラン(第2期)に記載した事項の具体化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 〇 医療に関する情報の収集と分析
- 〇 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 〇 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 〇 保健事業の効果的な推進
- 〇 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効

率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

特に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(案)において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプラン(第2期)とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

<u>医療費適正化対策をさらに推進するため、</u>レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、<u>及び</u>現金給付の審査<u>を強化する</u>。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事

率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

特に、社会保障制度改革国民会議における議論に向け、高齢者 医療制度の抜本的見直し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化 のための構造的な見直しを求めていく。また、平成 25 年度は診療 報酬改定が議論される年度であり、消費税引上げの影響も議論さ れることから、診療報酬の引下げも含め、保険料負担を最小限に とどめるよう、協会の意見を発信する。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプラン(第2期)とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審 査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付 の審査強化については、協会けんぽの事業所への調査権が法定さ 業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。

また、<u>政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データへルス計画(仮称)」を作成し支部の実情に応じて</u>、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

<u>ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、</u>ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(4) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン(第2期)に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に

れる場合には、調査権の積極的活用を図る。

また、<u>支部の実情に応じ</u>、医療費適正化のための総合的な対策 を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を 通知するサービス<u>等による</u>使用促進効果を更に着実なものとする よう、年度内2回目通知<u>の</u>継続<u>や</u>加入者への適切な広報等を実施 する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に 応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を 開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細 かな方策を進める。

(4) 調査研究の推進等

中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン(第2期)に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提

対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も 踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関 する調査研究を行う。

<u>医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関</u>する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(5) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者 及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、 支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを 活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道 府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、 新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組 みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広 く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体(三師会等)が 行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積 極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを 示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ 加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を 供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。更に、 医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

(5) 広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

特に、平成25年3月からリニューアルした新ホームページと新 メールマガジンを通じ、加入者及び事業主に対する広報を実施する。その取組みの中で、様々なコンテンツ開発及び提供等を通じて、加入者、事業主との距離を縮め、協会けんぽの認知度を高める。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ 加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を 踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業 主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財 政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検 討し関係方面へ発信していく。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(案)において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国

踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業 主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

- 被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な 財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策につい て検討し関係方面へ発信していく。
- → 中長期的に極めて厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

○ 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く

民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

<u>さらなるサービスの改善に結びつけるため、</u>加入者等のご意見 や苦情等<u>について各支部に</u>迅速<u>かつ</u>正確にフィードバック<u>すると</u> <u>ともに、各支部の創意工夫を活かした</u>サービスの改善に<u>取組むべ</u> <u>く</u>、お客様満足度調査等を実施<u>する</u>。

<u>また、傷病手当金等の現金給付の支給</u>申請の受付から給付金の 振込までの期間<u>については、</u>サービススタンダード<u>(10営業日)</u> を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。

現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載 しやすいものに改善する。

また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応<u>を充実させるとともに</u>、郵送による申請促進<u>を行う</u>。

<u>その他、</u>インターネットを活用した医療費の情報提供サービス や、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促 国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

加入者等のご意見や苦情等<u>を</u>迅速<u>に、また、</u>正確に現場にフィードバック<u>し</u>、サービスの改善<u>に結びつける。さらに、</u>お客様満足度調査等を実施<u>し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める</u>。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。

<u>健康保険給付については、</u>申請の受付から給付金の振込までの期間<u>を</u>サービススタンダード<u>として</u>定め、その状況を適切に管理し、着実<u>に実施する</u>。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入 者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡 素化を進める。

各種広報や健康保険委員による相談対応、<u>申請書類の配備場所</u> の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申 請や電子申請の促進の<u>ための環境整備を進める</u>。

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意 継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。 進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

<u>効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、</u>各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえ<u>つつ</u>、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせ<u>ながら</u>サービスを提供する。

また、<u>年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送</u> <u>化の進捗状況</u>を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつ つ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(2) 高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証<u>を申請すれば高額療養</u>費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。 また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、<u>創意工夫を活かして</u>、年金事務所等への職員の <u>巡回</u>や外部委託を適切に組み合わせ、<u>効率的かつ効果的に</u>サービスを提供する。

また、<u>届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況</u>を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、<u>年金事務所窓口におけ</u>る職員配置の見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

<u>被扶養者資格の再確認について</u>、被扶養者に該当しな<u>くなった</u>者による無資格受診の防止<u>や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、</u>日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

<u>柔道整復施術療養費の適正化のため、</u>多部位<u>(施術箇所が3部位以上)かつ</u>頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

なお、事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見されるため、本部から、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、審査の強化の支援を行う。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位・頻回(3部位かつ 15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

不正請求の疑いのある申請等<u>には</u>、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、<u>支部全体で対応するとともに、年金機構</u> 等の関係機関と連携し、調査及び審査<u>に取り組む</u>。

事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保 険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見され るため、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更 日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、<u>これらの</u> 事業所に対し、年金機構との連携により合同調査を実施すること を徹底する。

さらに、対応が困難な案件は、本部に設置している保険給付適 正化プロジェクトチーム会議も活用し、本部・支部間が連携しな がら対応を検討する。

また、加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

(7)海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化 する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養 を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施 し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

<u>診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療</u> 費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、<u>内容点検業務の外部委託については</u>、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げることを目的として、実施支部を拡大する。

(g) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の 回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を 喪失した加入者の被保険者証回収<u>(一般被保険者分)</u>について<u>は</u>、 日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪 (7) 効果的なレセプト点検の推進

内容点検においては、点検効果向上化計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、システムを活用した点検を推進するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、<u>オンラインレセプトの一部を外注化し</u>、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げる。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の 回収強化

債権の発生を防止するため、加入資格を喪失した方からの被保 険者証回収について、日本年金機構が行う催告状による一次催告 のほか、協会けんぽでは文書による二次催告、電話や訪問を取り 失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による 二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を<u>積極的に</u>行い、<u>被</u> 保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委 託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対して<u>は</u>、資格喪失後(または被扶養者削除後)は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ<u>周知を</u>行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失 後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努 め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的 手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図 る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については 損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努 める。

また、<u>債権管理の統括責任者会議や担当者</u>研修会を開催し、<u>債</u> 権回収業務のノウハウの取得<u>や、それに伴う債権回収業務の効率</u> 化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員(健康保険サポーター)は、事業主<u>と</u>加入者との 距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただいている<u>ため</u>、 研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深め 混ぜた三次催告を行い、回収強化を図る。

<u>また</u>、事業主や加入者に対して、資格喪失後(または被扶養者削除後)は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて注意喚起を行う。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

発生した資格喪失後受診に係る返納金等債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、<u>担当者会議や</u>研修会を開催し、回収業務のノウハウの取得を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(10) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化

健康保険委員(健康保険サポーター)については、事業主<u>、</u>加入者との距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただいている<u>ことから</u>、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただ<u>き</u>、各支部の健康保険事業に関する広

ていただ<u>くとともに</u>、事業主、加入者からの相談や助言、健康保 険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌 する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結 びつきを強めていく。

また、<u>協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いた</u>だいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、<u>事業主と加入者との結びつきを</u>さらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画(仮称)」を作成し、支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。

<u>また、</u>加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診 査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、<u>生活習慣病の</u> <u>重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、</u>健診の 結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確 実に医療に繋げる取組みを進める。

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づく

報、相談、各種事業をさらに推進していく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び 特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療 域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋 げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOLの維持を図る取組みを進める。

保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進

り推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支 部独自の取組みを強化する<u>とともに</u>、本部と支部の共同で実施し たパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部 間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主 や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健 診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断(事 業所カルテ)」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うな ど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、<u>受診者の利便性の向上を図るため、</u>市町村が行うがん検診との連携強化<u>を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き</u>被扶養者の受診券を自宅(被保険者宅)に直接送付する。

特定保健指導については、<u>利用機会の拡大を図るため、</u>外部委託、ITの活用などを進める。

また、<u>保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の</u>健診データや医療費データ等の分析<u>から保健指導の改善効果を示し、</u>生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果<u>の検証結果に基づき、対象者に応じた</u>より効果的な保健指導<u>を実施する</u>。

事業者健診<u>データの取得</u>については、<u>事業主への勧奨効果が大</u>

協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自 の取組みを強化する。また、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の 解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけ<u>により</u>、事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、市町村が行うがん検診との連携強化 <u>や、確実に情報が届くよう、新たに</u>被扶養者の受診券を自宅(被 保険者宅)に直接送付する。

特定保健指導については、外部委託、ITの活用などを進める。

また、健診データや医療費データ等の分析<u>結果を活用して保健</u> <u>指導の利用拡大に繋げ、</u>生活習慣病のリスクに応じた行動変容の 状況や予防の効果<u>を把握、評価、検証し、</u>より効果的な保健指導 <u>に向けた取組みを進める</u>。

事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供

<u>きいと思われることから、</u>医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知(平成24年5月厚生労働省より発出)を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

(3) 各種業務の展開

特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づく りや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実 情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進 を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を 通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、 大量の紙を使用する事務処理となっていることから、統合データ の徹底を図るための行政通知(平成24年5月厚生労働省より発出) を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に 対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、 実施目標の達成に努めていく。

また、保険者による健診・保健指導等に関する検討会(厚生労働省保険局において、平成23年4月から開催)での見直し結果を踏まえ、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図るための具体的な取組みを進める。

(3) 各種業務の展開

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

国の施策との連携のもと、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、 大量の紙を使用する事務処理となっていることから、24 年度か ベースを構築し、事務処理のペーパレス化・自動化やデータ入力・ 印刷発送業務の集約化等に対応するため、24 年度から、段階的に 新システム基盤の設計及び構築等を進めており、25 年度<u>から 26</u> 年度にかけては、アプリケーション設計・開発・データ移行<u>のほか</u>、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等 を実施する。 ら、段階的に新システム基盤の設計及び構築等を進めており、25年度<u>においては</u>、アプリケーション設計・開発<u>のほか、</u>データ移行、ネットワークシステムの設計・構築、LAN・端末機器の設計・構築等を<u>順次進める</u>。

① 新システム稼働に向けた開発・移行・テスト等の確実な実施

<u>システム基盤やアプリケーション設計・開発・データ移行に</u> ついて、開発および各種テストを確実に実施する。

<u>また、システム基盤およびアプリケーションの運用、保守業</u>務態勢を整備し、新システムへのスムーズな移行を実施する。

② 新しい業務・システムの早期定着の推進

本部・支部が連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業 務マニュアルを作成する。

あわせて、全支部を対象とした集合研修や各支部の研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。

また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険 委員等にお知らせするため、各支部に「支部プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部 統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、 必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工 夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点

◇ 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部 統制 (ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、 必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

◇ 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や 能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理 し、中長期視点に立って見直しを検討する。

◇ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工 夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守 (コンプライアンス) については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点

検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時から の訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備す る。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業 務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリア ビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の 仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫 する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア 形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見 直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意 工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウト ソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職 員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業 務への重点化を進める。 検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時から の訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備す る。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業 務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリア ビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の 仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫 する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア 形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見 直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意 工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウト ソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職 員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業 務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見 直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努め る。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、 経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えてい く。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切 に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表する ことにより、透明性の確保に努める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見 直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努め る。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、 経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えてい く。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切 に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表する ことにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(26 年度健康保険関係数値)について 【目標指標】

サービス関係指標			
サービススタンダードの	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10 営業日)の達成率	100%	
遵守 	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内	
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内	
保健事業関係指標			
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>53.8</u> % 被扶養者 <u>18.6</u> %	
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	8.5%(被保険者)	
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>10.4</u> % 被扶養者 <u>2.5</u> %	
医療費適正化等関係指標			
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(10割)	<u>25</u> 年度を上回る	
ジェネリック医薬品の使 用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	<u>25</u> 年度を上回る	
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数 <u>25</u> 年度を上回		

協会の運営に関する各種指標(25 年度健康保険関係数値)について 【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダ <i>ー</i> ドの 遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10 営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度 職員の応接態度に対する満足度 訪問目的の達成度 窓口での待ち時間の満足度 施設の利用の満足度	24 年度の状況より改善
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>50.1</u> % 被扶養者 <u>17.0</u> %
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	6.4%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>10.8</u> % 被扶養者 <u>2.3</u> %
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額(※)	<u>24</u> 年度を上回る
ジェネリック医薬品の使 用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	<u>24</u> 年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	<u>24</u> 年度を上回る

^(※) 社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較はできないことに留意が必要。

【検証指標】

 各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
谷俚り一に入り利用仏が	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
	・窓口サービス全体としての満足度
	・職員の応接態度に対する満足度
お客様満足度	<u>·訪問目的の達成度</u>
	・窓口での待ち時間の満足度
	・施設の利用の満足度
	・被保険者1人当たり資格点検効果額
レセプト点検	・被保険者1人当たり外傷点検効果額
	:被保険者1人当たり内容点検効果額
	・メタボノックシンドローム該当者及び予備群の減少率
健診·保健指導の効果	・特定保健指導利用者の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請·届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

⁽注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

⁽注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
存住り一に入り利用状が	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
0. 1-10	・被保険者1人当たり資格点検効果額
レセプト点検	・被保険者1人当たり外傷点検効果額
	・メタボノックシンドローム該当者及び予備群の減少率
健診·保健指導の効果	・特定保健指導利用者の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数
	・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請·届出の郵送化率
	・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数
業務の効率化・経費の削減	・随意契約の割合(件数)、内訳
	・コピー用紙等の消耗品の使用状況

⁽注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

⁽注)検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事	項	内容
	運営委員会・評議会 の運営	〇本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置 し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	〇健康保険の財政運営を行う。
保険運営の企画	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、 医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する 企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合 的推進を図る。○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
	調査分析・統計	〇医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を 作成する。
	広報・情報発信等	〇広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
	保険証の交付	〇保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
健康保険給付等	保険給付	○健康保険の給付を行う。・現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬 支払基金を通じて医療費を支払う。)・現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産 育児一時金、埋葬料、療養費等)
	レセプトの点検	〇レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。
	債権の回収等	〇債権の新規発生を防止するとともに、発生した債権 を適正に管理し、回収する。
	任意継続被保険者業務	〇任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を 行う。
	窓口サービス・相談	〇支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請 等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	〇医療費通知やインターネットを活用した医療費に関 する情報提供等を行う。

Ⅲ. 事業体系

事	項	内 容
	運営委員会・評議会 の運営	〇本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置 し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	〇健康保険の財政運営を行う。
保険運営の企画	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、 医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する 企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合 的推進を図る。○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
	調査分析・統計	〇医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を 作成する。
	広報・情報発信等	〇広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
	保険証の交付	〇保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
健康保険給付等	保険給付	○健康保険の給付を行う。・現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬 支払基金を通じて医療費を支払う。)・現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産 育児一時金、埋葬料、療養費等)
	レセプトの点検	〇レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数:387,844 千件 ※【25 年度見込み】
	債権の回収等	〇債権の新規発生を防止するとともに、発生した債権 を適正に管理し、回収する。
	任意継続被保険者業務	〇任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を 行う。
	窓口サービス・相談	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請 等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	〇医療費通知やインターネットを活用した医療費に関 する情報提供等を行う。

Г	1	
		〇被保険者(35歳以上の者)については、健診機関と
		契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行
		い、その費用の一部を負担する。
		〇被扶養者については、他の保険者と共同して地域の
		医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関
	 健診	の中央団体等と契約し、受診券を配布し、地域の特
		定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その
		費用の一部を負担する。(健診費等の支払は、社会保
		険診療報酬支払基金を代行機関として利用)
		〇40 歳及び 50 歳への付加健診、乳がん・子宮頸がん
		検査、肝炎ウィルス検査を実施する。
		【国の定めた目標値】・特定健康診査実施率:65.0%
		〇被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健
		診結果に基づき保健指導(情報提供、動機づけ支援、
保健事業	保健指導	積極的支援、その他支援)を実施するほか、外部委
		託を活用する。
		〇被扶養者については、他の保険者と共同して地域の
		医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健
		指導機関の中央団体等と契約し、利用券を配布し、
		地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けられ
		るようにし、その費用の一部を負担する。
		【国の定めた目標値】・特定保健指導実施率:30.0%
	健康づくり事業	〇健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施
		や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	未治療者への受診	〇生活習慣病の重症化を防ぐために健診の結果、要治
		療と判定されながら治療していない者に対して受診
		を促し、確実に医療に繋げる。
	情報提供	〇健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	
		〇高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	健康保険委員の委 嘱 等	○健康保険委員の委嘱を行う。
その他		〇健康保険委員の活動を強化するため、研修会の開催
		や必要な情報提供等を行う。
<u> </u>	l	ı

		〇被保険者(35歳以上の者)については、健診機関と
		契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行
		い、その費用の一部を負担する。
		○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の
		医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関
	健診	の中央団体等と契約し、受診券を配布し、地域の特
	INC.	定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その
		費用の一部を負担する。(健診費等の支払は、社会保
		険診療報酬支払基金を代行機関として利用)
		〇40 歳及び 50 歳への付加健診、乳がん・子宮頸がん
		検査、肝炎ウィルス検査を実施する。
		【国の定めた目標値】・特定健康診査実施率:65.0%
		〇被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健
	保健指導	診結果に基づき保健指導(情報提供、動機づけ支援、
保健事業		積極的支援、その他支援)を実施するほか、外部委
		託を活用する。
		〇被扶養者については、他の保険者と共同して地域の
		医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健
		指導機関の中央団体等と契約し、利用券を配布し、
		地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けられ
		るようにし、その費用の一部を負担する。
		【国の定めた目標値】・特定保健指導実施率:30.0%
	健康づくり事業	〇健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施
		や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	未治療者への受診	〇生活習慣病の重症化を防ぐために健診の結果、要治
		療と判定されながら治療していない者に対して受診
		を促し、確実に医療に繋げる。
	 情報提供	〇健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付を行う。
		- 貸付予定額:約12億円
		2. VCDV - VDV - VDV
その他	健康保険委員の委	〇健康保険委員の委嘱を行う。
	嘱等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。
<u> </u>	1	